



最新の情報は左の
二次元コードから
市HPへアクセスし
て入手してください

市税には、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税などがあります。

個人市民税・道民税

問合せ 税務室個人第1～3部門 TEL.21-3213
東部4支所の市民福祉課 (95ページ参照)

▶ 納税義務者

1月1日現在、市内に住所がある方が課税対象です。また、市内に住所がない場合でも、事務所、事業所、家屋敷のある方は課税対象です。

ただし、次のいずれかに当てはまる方は非課税となります。

- 前年中の所得が一定額以下の方
- 生活保護法に基づく生活扶助を受けている方
- 障がい者、未成年者、寡婦(夫)で、前年中の所得が一定額以下の方

▶ 納税の方法

特別徴収(給与や年金から天引きする方法)と普通徴収(納付書や口座振替で納める方法)の2つがあります。

普通徴収の方は、市から送付する納税通知書により、年税額を4回(原則として6月・8月・10月・1月)に分けて納めていただきます。

▶ 申告

1月1日現在、市内に住所のある方は、前年中の所得等について3月15日までに市民税・道民税の申告をする必要があります。

ただし、次のいずれかに当てはまる方は申告不要です。

- 給与収入のみで職場から市に給与支払報告書が提出されている方
- 前年の収入が公的年金のみで所得が一定額以下の方
- 前年の収入が給与・公的年金以外の方で所得が一定額以下の方(証明書を希望する方は申告が必要です)
- 所得税の確定申告をしている方

法人市民税

問合せ 税務室法人・諸税部門 TEL.21-3219

▶ 納税義務者

次の法人・団体が課税対象です。

資本金等の額および市内の従業者数に応じた均等割と、法人税(国税)額に応じた法人税割があります。

- 市内に事務所や事業所または寮などがある法人
 - ※ 市内に寮などがあり、事務所や事業所が市内にない場合は均等割のみ
- 市内に事務所、事業所または寮などがある、法人でない社団などで収益事業を行うもの
 - ※ 法人でない社団などで収益事業を行わない場合は非課税

▶ 納税の方法

事業年度終了の日から2か月以内に確定申告をし、申告税額を納めていただきます。

▶ 設立等の届出

法人を設立・解散したとき、市内に事務所や事業所を開設・廃止したとき、法人名称や所在地等に変更があったときなどは、届出が必要です。

固定資産税・都市計画税

▶ 納税義務者

1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方が固定資産税の課税対象者です。また、都市計画税は、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している方にあわせて課税されます。

▶ 納税の方法

市から送付する納税通知書により、年税額を4回(4月・7月・9月・12月)に分けて納めていただきます。

▶ 土地・家屋の届出

問合せ 税務室土地・家屋部門 TEL.21-3225
東部4支所の市民福祉課 (95ページ参照)

家屋を新增築または取り壊したり、土地の用途を変更(住宅を取り壊して敷地を月極駐車場にしたなど)した場合は翌年度の課税額が変更となることがありますのでご連絡ください。

▶ 償却資産の申告

問合せ 税務室償却・非木造部門 TEL.21-3231

償却資産を所有している方は、毎年1月末までに申告書を提出しなければなりません。

▶ 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧(4月)

問合せ 税務室資産税賦課部門 TEL.21-3229

所有している資産が適正に評価されているかを他の資産と比較し確認できます。(固定資産税が課税されている方が対象です)

〈 広告 〉

あなたの暮らしのそばにいる
北海道税理士会函館支部
Hokkaido Certified Public Tax Accountant's Association

税理士は
身近な税の専門家

あなたの頼れる
パートナーに。

〒040-0013 函館市千代台町3番8号
TEL.0138-83-5883

軽自動車税

問合せ 税務室法人・諸税部門 TEL.21-3207
東部4支所の市民福祉課 (下記参照)

▶ 納税義務者

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方が課税対象です。

▶ 名義変更等の申告場所

車種	申告場所
原動機付自転車 (排気量125cc以下) 小型特殊自動車	税務室市民税担当 TEL.21-3207 または各支所
軽自動車	全国軽自動車協会連合会 函館事務所 コールセンター TEL.050-3816-1764
二輪の軽自動車 (排気量125cc超250cc以下) 二輪の小型自動車 (排気量250cc超)	函館地区自家用自動車協会 TEL.49-6378

▶ 納税の方法

市から送付する納税通知書により、年税額を5月末までに一括で納めていただきます。

▶ 減免・免除

身体などに障がいのある方のために使う軽自動車等は、一定の基準に該当した場合、申請により減免されます。

商品であって使用されていない軽自動車等は、一定の基準に該当した場合、申請により免除されます。

納税の相談

問合せ 税務室納税部門 TEL.21-3246

様々な事情により納期限までに市税の納付が困難な方は、納付についての相談に応じておりますので、お問合せください。

市税関係の証明書等の発行

問合せ 税務室税証明窓口	TEL.21-3206	戸井支所市民福祉課	TEL.82-2112
湯川支所管理担当	TEL.57-6161	恵山支所市民福祉課	TEL.85-2335
銭亀沢支所管理担当	TEL.58-2111	楳法華支所市民福祉課	TEL.86-2111
亀田支所管理担当	TEL.45-5581	南茅部支所市民福祉課	TEL.25-6039

	証明書	手数料	必要なもの	注意事項
市道民税	所得証明			<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産関係の証明書は、土地の所在地番と家屋番号を事前に確認してください。 ● 相続人や、1月1日以降に固定資産を所有した方が申請する場合には関係書類等の提示をお願いすることがあります。
	課税証明	1年度・1税目につき各300円	身分証明書(運転免許証、健康保険証など) ※代理人の場合は、委任状が必要です。	
	営業(届出)証明			
固定資産税	評価証明	1年度、土地1筆・家屋1件につき各300円		
	公課証明			
	登録証明			
	借地借家人閲覧			
	納税証明	1年度・1税目につき300円 (軽自動車継続検査用は無料)		

口座振替・自動払込による納税

問合せ 税務室納税管理部門 TEL.21-3234

預貯金口座から市税を自動的に振替えて納税する方法です。 ※随時課税分は振替できません。

▶ 対象税目

市民税・道民税(普通徴収分)、固定資産税(土地・家屋)・都市計画税、固定資産税(償却資産)、軽自動車税

▶ 口座振替・自動払込できる金融機関

口座振替は、市内に所在する金融機関の全国の本支店、また、自動払込は全国のゆうちょ銀行・郵便局です。

※北海道信用漁業協同組合連合会は函館支店のみとなります。

▶ 申込方法

口座振替依頼書に必要な事項を記入・押印のうえ、口座をお持ちの金融機関または市役所・各支所の窓口へお申込みください。

口座振替依頼書は市内の金融機関または市役所・各支所の窓口へ備え付けてあります。ゆうちょ銀行・郵便局の自動払込は、ゆうちょ銀行・郵便局に備え付けの用紙がありますので、直接お問合せください。

■ 申込みには

納税通知書・預貯金通帳・通帳の届出印が必要です。

※北洋銀行、青森銀行、みずほ銀行、北海道銀行、北陸銀行、みちのく銀行、道南うみ街信用金庫、渡島信用金庫、北海道労働金庫、ゆうちょ銀行の口座は市役所、湯川支所、亀田支所でキャッシュカードのみでお手続きできます。